

民生福祉常任委員会記録

平成28年8月9日

【開催日】 平成28年8月9日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時6分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	高齢福祉課長	吉岡忠司
高齢福祉課主幹	塚本晃子	高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	尾山貴子
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊	地域包括支援センター主任	荒川智美

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	庶務調査係長	島津克則
------	-----	--------	------

【付議事項】

- 1 所管事務調査 介護の総合事業について（高齢）

午前10時 開会

- 1 所管事務調査 介護の総合事業について

- ① 総合事業の概略について
- ② 山陽小野田市の訪問型サービス、通所型サービスについて
- ③ 総合事業の導入に伴い廃止、継続を検討中の事業について
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業導入スケジュールについて

【議事の概要】

- ①総合事業の概略について
・総合事業は平成29年4月から実施

- ・介護給付（要介護 1～5）→変更なし、全国一律
- 予防給付（要支援 1～2 訪問看護、福祉用具等）→変更なし、全国一律
- 予防給付（要支援 1～2 訪問介護、通所介護）→総合事業へ移行、市町村独自のサービス（施設や人員等の基準の緩和、介護報酬の独自設定等）
- ・財源構成（国、県、市、保険料）は総合事業に移行しても変更なし
- ・総合事業に移行した場合、現行相当のサービスに加えNPO、民間事業者によるサービス、住民ボランティアによるサービスなど、多様な担い手による多様なサービスを考えている
- ・訪問介護（ヘルパー）の種類
 - 現行相当のサービス・・・報酬も介護報酬の額とほぼ同額
 - 訪問型サービスA・・・介護保険の事業所が行うサービス、基準を緩和し、報酬も減額
 - 訪問型サービスB・・・介護のプロでなくてもできるサービス。住民ボランティアやNPO主体
 - 訪問型サービスC・・・保健師等による短期集中型の支援
 - 訪問型サービスD・・・対象者の移動支援
- ・通所介護についてもD以外は上記と同様
- ・施設や人員の基準、それに見合う報酬を市町村で独自に設定する

【主な質疑】

吉永美子委員 介護保険から外れるということは、総合事業は今後一般会計に移行するのか。

吉岡高齢福祉課長 介護保険特別会計は介護保険と地域支援事業を合わせて行っている。介護保険から外れて地域支援事業の総合事業となっても特別会計から外れることはない。

吉永美子委員 市の独自性と言うが、国からの縛りはないのか。

吉岡高齢福祉課長 国がサービス類型を示している。対象者についても決まっている。現行の介護保険の報酬単価を超えて設定することはできないなどの制約はあるが、市町村の独自性は出せると考えている。

岩本信子委員 総合事業の対象者に要支援 1、2 とそれ以外の者とあるが、それ以外の者とは誰か。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 基本チェックリストを用い、ある程度以上該当すれば総合事業の対象者になるという基準がある。

吉永美子委員 市役所に行かなくてもチェックリストによる判定を受けることは可能か。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 窓口に来られない方の対応も今後検討していきたいと考えている。現在でも申請代行という方法が

あるので、似たような形が取れるように考えていきたい。

下瀬俊夫委員長 それはどのような対応か。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 現在、介護申請ではケアマネジャーが申請代行を行えるので、例えば包括支援センターの職員が出席してチェックリストを用いて判定するということは想定できる。

岩本信子委員 ボランティアの基準はあるのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 内部で検討中である。

三浦英統委員 サービスBの最低限の基準とは何か。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 今後市で定めていくことになる。例えば事故発生時の対応や損害賠償保険に加入することなどの基準を定めたいと考えている。

矢田松夫副委員長 総合事業を実施猶予の期限である平成29年の4月から開始するということだが、手続に何か問題があったのか。

吉岡高齢福祉課長 山口県内で既に総合事業を実施している市は宇部市、萩市、長門市であり、28年の10月から山口市が実施する。先行して始めるところもあるが、ほとんどの市町村が29年4月から実施する。新しい制度なので、他市の状況を見ながら進めているのが現状であり、当市でも慎重に実施したいということから29年4月から実施ということにしている。

岩本信子委員 サービス内容の調整を地域間で行うのか。

吉岡高齢福祉課長 隣接する市町の調整は必要だと考えている。同じ事業所を二つの市民が利用することも考えられる。この場合の料金調整は行いたい。利用者からすれば同じサービスなのに料金が違うということになり、事業者からすれば、同じサービスを提供するのに市によって報酬が違うということにもなるので調整は必要。

小野泰委員 市によって独自性を出せるというが、山陽小野田市の特殊性は何かあるか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 サービスBに該当する地域主体のところが少ないという実情がある。それに比べサービスAと現行のサービスを担える事業所数については多いので、とりあえず事業を進めながらB型を作っていくというのが当市の特殊性だと感じている。

矢田松夫副委員長 サービスBに該当する団体は全体の何%ぐらいか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 訪問介護についてはシルバー人材センターと社協に登録しているボランティアグループ程度しか把握していない。通所介護については捉え方が難しいが地域サロンも含めるとかなりの比率があるが、民間で行うところは限られている。

石田清廉委員 訪問介護、通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取

組ができるとあるが、地域の実情とは何か。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 住民主体の地域づくりが進んでいる地域では現行相当のサービスを外しているところもある。

三浦英統委員 NPO法人を立ち上げたところはあるか。民間企業でやるところはあるか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 総合事業を見込んでNPOを立ち上げたところはない。また、シルバー人材センターと話している。

下瀬俊夫委員長 予防給付から総合事業に移行した理由、意図は何か。

吉岡高齢福祉課長 社会保障費の抑制と高齢者が支えられる側だけではなく支える側にも回ってもらうことが目的。支える側に回ることによって、その人の介護予防にもつながるという効果も期待している。

下瀬俊夫委員長 ADL、IADLの意味は。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 ADLが日常生活動作であり、手が上がるかとか足が上がるか、動くかということである。

IADLは生活動作がどの程度できるかという指標であり、例えばトイレに行けるかとか家事ができるかとかということである。

【議事の概要】

②山陽小野田市の訪問型サービス、通所型サービスについて

- ・必要とする介護の程度によってサービスが選択でき、料金も変わる。
- ・通所介護について平成29年4月の導入時には現行相当のサービスと緩和した基準によるサービスA型と住民主体のサービスB型の3種類で開始したいと考えている。
- ・通所介護の考え方

現行相当のサービス・・・サービスA型で対応が難しい場合利用する。運営基準は予防通所介護事業所の運営基準とほぼ同様。現在の事業所にはみなし指定あり。報酬は介護報酬の額とほぼ同額。

通所型サービスA型・・・基本的にA型を利用する。専門職に対する人員基準を緩和し、報酬単価を現行の3割減を見込む。機能訓練については短時間のものも用意する予定。短時間のものは報酬単価を現行の5割減と考えている。

通所型サービスB型・・・支援の担い手に元気な高齢者の力を生かし、結果的に担い手の高齢者の介護予防につながるのが狙いの一つ。サロン等を地域で行う自主組織

やボランティア団体に補助を行う。

※ただし、通所介護の報酬単価については宇部市との均衡を考慮して調整を行う。

- ・訪問介護について平成29年4月の導入時には現行相当のサービスと緩和した基準によるサービスA型を2種類と住民主体のサービスB型の3種類で開始したいと考えている。サービスC型とD型は先送り。

- ・訪問介護の考え方

現行相当のサービス・・・運営基準は予防訪問介護事業所の運営基準とほぼ同様。身体介護が必要な方が利用。

訪問型サービスA型・・・内部研修を終了した者も人員基準に加えることで人員基準を緩和し、報酬単価を現行の3割減を見込む。簡単な家事等についてはNPOやシルバー人材センターなどへの委託で対応。対象者の状態（認知症等）により事業者指定のサービスを利用。

訪問型サービスB型・・・支援の担い手に元気な高齢者の力を生かし、結果的に担い手の高齢者の介護予防につなげるのが狙いの一つ。地域で支えあいを行う自主組織やボランティア団体に補助を行う。

※訪問介護の報酬単価については隣接市との調整は行わない予定。

※報酬については1回当たりの単価で設定する予定。

【主な質疑】

岩本信子委員 サービスB型を行う地域の組織をどのように作るのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 小学校単位で協議体を設置する予定で、その協議体の中で話し合い、地域での支えあいづくりをしていきたい。

岩本信子委員 コーディネーターについてはどのように考えているか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 地域の中で話し合い、決めていただくのが理想的だと考えている。

下瀬俊夫委員長 総合事業に移行するとやめる事業所が出ていると聞いている。市内の状況はどうか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 単価が確定しておらず、説明会を行っていないので状況は不明である。事業所に事業が成り立つかどうかは聞いている。訪問介護については採算が成り立つ収入を聞いているので、その採算ラインより上で単価設定ができるという感触を持っている。

矢田松夫副委員長 人員基準の緩和によってサービスの所要時間が短くなるということはあるのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 訪問型サービスに関しては必要な支援を先に決めるので短くなるということはありません。通所型サービスに関しても指定の際に時間を指定するので、勝手に短くなることはない。

矢田松夫副委員長 指定した後に従業員が辞めて人員不足になったらどうするのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 人員基準を緩和することで、例えば研修を受けた人が働くこともできるので、人が参入しやすくなるのではないかと考えている。

岩本信子委員 現行のサービスを行っている事業者がサービスAに参入してくるのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 説明会も行っていないので、移行の状況は不明。宇部市の場合、現行相当のサービスの指定が54事業所に対して、緩和した基準によるサービスの指定が31事業所である。

三浦英統委員 サービスの種類が増えるが、対応する市の職員は増やさなくてよいか。

吉岡高齢福祉課長 現在、増やす必要はないと考えている。

石田清廉委員 研修の基準はあるか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 基準を設けたいと考えている。

下瀬俊夫委員長 サービスB型に関して、ボランティアポイント制度や地域通貨との関係は部内で協議しているか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 協議はできていないが、うまくかみ合わせていけないかとは思っている。

下瀬俊夫委員長 商工労働課が中心になって地域通貨をやっているが、方向性が見えない。方向性も出ていないのか。

吉岡高齢福祉課長 現行のボランティアポイント制度を総合事業に導入することとは来年の4月には間に合わないと思っている。導入するとしても30年以降である。

下瀬俊夫委員長 現行のボランティアポイント制度は独自の制度として、総合事業とは別事業としてやっていくのか。

吉岡高齢福祉課長 当面は現行の制度を維持改善していくことになる。

岩本信子委員 サービスB型については自治会が行えるのではないか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 限定はしていないが、身近な団体が参入するといいと思っている。

下瀬俊夫委員長 訪問介護のC型は当面考えていないということは現行のサービスと変わらない内容で始めるということか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 C型については現在でも包括支援センターの職員が訪問、指導を行っており、総合事業で取り組まなくてもよいと考えている。

【議事の概要】

③総合事業の導入に伴い廃止、継続を検討中の事業について

- ・詳細は別添資料のとおり
- ・軽度生活援助事業・・・総合事業の中での対応を検討中
- ・友愛訪問・・・平成28年度で終了を検討中
- ・配食サービス・・・廃止を含めて検討する
- ・介護予防型デイサービス事業・・・総合事業にそのまま移行することができないため、今後のあり方を含めて検討する

④介護予防・日常生活支援総合事業導入スケジュールについて

- ・詳細は別添資料のとおり

【主な質疑】

三浦英統委員 友愛訪問と配食サービスは廃止の方向だが、それに代わる事業を行う予定があるのか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 配食サービスは民間事業所が増え、料金も変わらないので民間でできるのではないかという考え方である。友愛訪問は地域づくりや社協との連携により見守り体制を作り上げていくことでカバーできると考えている。

下瀬俊夫委員長 廃止すると補助金は必要なくなるのか。

吉岡高齢福祉課長 そのとおりである。

矢田松夫副委員長 介護予防型デイサービス事業の高齢者スポーツ活動とは何か。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 社協やJA等に委託している介護保険の認定が降りていない方のためのいきいきデイサービスの中で行われる体操や運動等である。

下瀬俊夫委員長 介護予防型デイサービス事業は形を変えて存続させるということか。

尾山高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 現在の利用者を基本チェックリストで総合事業に該当するか確認したところ、六、七割の人しか該当しなかった。この事業を総合事業で行うのがよいのか、一般介護予防

事業で継続するのがよいのか検討中ということである。

午後 0 時 6 分 散会

平成 2 8 年 8 月 9 日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫